

高知市清掃工場で発生する電気の市有施設での活用 に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 市場調査の目的

本市は、高知市清掃工場で発生する電気（※1）を事業者経由で市有施設へ供給する事業（以下「本事業」といいます。）の実施を考えています。本事業のねらいは、市有施設で使用する電気をゼロエミ化（調整後排出係数を0 t-CO₂/kWh とすること）するとともに電力市場価格の影響を最小限に抑えて調達することです。

しかし、本事業についての本市の構想が制度上実現し得るものであって、かつ、事業者のニーズに沿ったものでなければ、本事業の実施は不可能です。

そこで、本市は、本市のニーズと事業者のニーズを制度上可能な範囲で両立させる条件を整理するため、事業者の方と本市の構想をベースとした意見交換をするサウンディング型市場調査（※2）（以下「対話」といいます。）を実施します。

（※1） 本市が高知市清掃工場及び周辺施設で使用する電気を除きます。以下同様とします。

（※2） サウンディング型市場調査とは、案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者との直接対話・意向調査を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものです。

2 市の考え方

(1) 背景

高知市清掃工場は、一般廃棄物の焼却により発電をしています。本市は、平成25年1月以後、固定価格買取制度のもと同工場で発生する電気の売却を行ってきました。同制度のもとでの電気の売却は、令和4年6月末で終了します。終了後は、同制度による価格を上回る価格での電気の売却は困難になると予想されます。そのため、本市は、同工場で発生する電気の価格面以外での価値を活用する方法を追求しています。

一方、本市は、令和3年3月に「第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を改訂しました。同計画は、市域の温室効果ガスの排出を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比43%削減、2050（令和32）年までに実質ゼロとする目標を掲げています。

また、昨今の電力市場価格の乱高下は、市有施設で使う電気の調達を不安定なものにしています。本市は、このような電力市場価格の変動リスクを回避するための仕組みを模索しています。

本市は、以上のことを踏まえ高知市清掃工場で発生する電気の活用について様々な方向性を探った結果、本事業の実施を検討することに至りました。

(2) 市の構想

ア 事業の実施の方法

本事業は、本市が事業者と次の①と②の両方の内容を含む契約を締結することにより実施するものとします。

① 本市が事業者へ高知市清掃工場で発生する電気を売却すること（売電）

② 本市が事業者から市有施設で使用する電気を調達すること（買電）

ただし、本事業の趣旨から契約内容に次の④及び⑤の条件が含まれます。

④ 市有施設へ供給される電気が全てゼロエミ化されていること

⑤ 高知市清掃工場で発生する電気が市有施設で活用されていること

イ 事業者の決定方法

アの契約の相手方となる事業者は、本市が行う一般競争見積により決定するものとします。

ウ 一般競争見積の方法

(ア) 見積条件を記載した公告を掲示することで一般競争見積に参加する事業者を公募します。

(イ) 本市は、「見積金額＝買電の総価－売電の総価」として、最低価格の見積金額を提示した事業者と契約を締結します。

(ウ) 買電の総価及び売電の総価は、本市があらかじめ定めた電力量、契約電力、力率及びバイオマス比率の想定値に対し、事業者が定める各種単価を適用して算定するものとします。

(エ) 一般競争見積に参加できる事業者は、別紙1「見積参加資格者要件」を満たす事業者のみとします。

エ 契約の内容の詳細

アの契約の内容の詳細は、別紙2「電力売買契約書」及び別紙3「仕様書」とおりとします。

オ 電気に関する事前情報の公表

見積金額を算定いただく際の参考資料として、以下のものを公告時に公表する予定です。

① 本市が売却する電気の電力量の1時間ごと予定値（対話では省略）

② 本市が売却する電気の電力量の1時間ごと実績値（参考資料1）

③ 本市が使用する電気の需要場所全体の電力量の1時間ごと実績値（参考資料2）

※ 仕様書別紙2-1, 2-2, 3-1, 3-2, 3-3及び3-4並びに参考資料1及び2の内容は、情報のイメージを掴んでいただくためのサンプルデータです。実際の一般競争見積の公告時の内容と同一であることを約束するものではありません。

3 対話の内容

主に以下に掲げるテーマについて、可能な範囲でご意見及びご提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

以下に掲げるテーマ以外についても、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において本市に配慮を望むことなどがあれば、ご意見をお聞かせください。

対話当日は、事前に提出いただいた対話資料に沿ってご説明をお願いします。

テーマ1 見積金額に対する制限について

2(2)ウ(イ)のとおり、買電の総価と売電の総価の差額で契約相手方を決定します。ただし、本市の予算の都合上、買電の総価、買電の各種単価、売電の総価及び売電の各種単価それぞれに制限を設定することを考えています。

買電の総価、買電の各種単価、売電の総価、売電の各種単価それぞれについて、制限価格が事前に公表されていた方が良いか理由も含めて伺います。

テーマ2 見積参加資格者要件について

別紙1「見積参加資格者要件」の内容について、ご意見・ご提案を伺います。

テーマ3 契約保証金について

契約書第5条及び仕様書第2章10の内容について、対応可能かどうか伺います。

テーマ4 電気に関する事前情報の公表について

どのような情報が公告時に公表されていれば、本事業に係るリスクも含めた見積金額の精度が高まるのか伺います。

テーマ5 ゼロエミ化の報告について

市有施設に供給された電気がゼロエミ化されていなかったという事態を防ぐため、逐次ゼロエミ化の進捗を確認することを考えています。

仕様書第3章11の内容について、対応可能かどうか伺います。また、このことに関して前例や独自の方法がありましたらご教示願います。

テーマ6 電気そのもの及び環境価値の諸元の証明について

高知市清掃工場で発生する電気が市有施設で活用されていることを示していただく具体的な要件として、次の2つを考えています。

- ① 高知市清掃工場由来の電気に付随する環境価値がゼロエミ化で優先的に割当てされていること（詳細は、仕様書第2章12及び第3章12のとおり）
- ② 高知市清掃工場由来の電気そのものの全てが市有施設で使用する電気に割当てされていること（詳細は、仕様書第3章13のとおり）

これら2つの実現可能性について伺います。また、このことに関して前例や独自の方法がありましたらご教示願います。

テーマ7 燃料費調整について

仕様書第3章7の内容について、ご意見・ご提案を伺います。

その他

上記のテーマ以外のことについて、ご意見・ご提案を伺います。

4 対話の流れ

参加受付 令和4年4月18日(月)～5月13日(金)

対話への参加を希望される事業者の方は、エントリーシート及び対話資料に必要事項を記入し、電子メールにより次の参加受付期間内に申込み先へご提出ください。なお、件名は【参加申込】高知市清掃工場で発生する電気の市有施設での活用に係るサウンディングとしてください。

参加受付期間

令和4年4月18日(月)から令和4年5月13日(金)まで

申込み・問合せ先

高知市財務部財産政策課(担当:堅田)

高知市本町五丁目1番45号

電話:088-802-5688 FAX:088-823-9568

Eメール:kc-051700@city.kochi.lg.jp



対話の実施 令和4年5月25日(水)～5月27日(金)

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は、個別に行います。対話の実施日時及び場所については、エントリーシート受付後、別途調整させていただきます。

日時

令和4年5月25日(水)～令和4年5月27日(金)

各事業者30～60分程度(申込み後、個別に調整します。)

場所

高知市役所本庁舎(高知市本町五丁目1番45号)又は

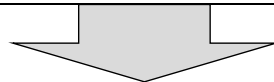
高知市清掃工場(高知市長浜6459番地)(予定)

対象者

本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

※ 対話に出席する人数は、5名以内としてください。

※ 参加除外要件については、5(6)をご参照ください。



結果の公表 令和4年6月中旬予定

対話の概要を公表します。公表する内容については、事業者の方に確認をしたうえで本市Webページ上に公開します。

5 留意事項 ※必ずご確認の上、お申込みください。

(1) 対話への参加の取扱い

ア 対話への参加実績は、本事業における事業者選定の評価対象とはなりません。

イ 対話内容は、今後事業実施条件を検討する際の参考とさせていただきます。また、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

(2) 費用負担

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加協力をお願い

後日、再度対話(文書照会含む。)をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

イ 公表に当たっては、事業者のノウハウ等を保護するため、事前に参加事業者に内容を確認したうえで公表します。なお参加事業者の名称は公表しません。

(5) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

また、対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

(6) 参加除外要件

参加受付期間のいずれかの日において、次の要件に該当している場合は、対話に参加することができません。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

② 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者

③ 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成 23 年規則第 28 号)第 4 条各号のいずれかに該当する者

(7) その他

希望により、Web 会議システムによる対話(Z o o mを予定)も可能です。